

令和3年色麻町議会定例会2月第2回会議録（第1号）

---

令和3年2月19日（金曜日）午後1時30分開会

---

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

---

欠席議員 なし

---

欠員 なし

---

会議録署名議員

7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
----	-------	----	-------

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	浅野裕君
産業振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	浦山真治君

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	小松英明君

---

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定

日程第3	議案第3号	令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結について
日程第4	議案第4号	加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について
日程第5	議案第5号	令和2年度色麻町一般会計補正予算（第12号）
日程第6	議発第1号	色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会議日程の決定	
日程第3	議案第3号	令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結について
日程第4	議案第4号	加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について
日程第5	議案第5号	令和2年度色麻町一般会計補正予算（第12号）
日程第6	議発第1号	色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について

午後1時30分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年色麻町議会定例会を再開し、2月第2回会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

町より提出された会議事件は、議案第3号から第5号までの3か件であります。また、議員発議による会議事件は、議案1か件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議

員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 会議日程の決定

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。2月第2回会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、2月第2回会議は本日1日と決しました。

## 日程第3 議案第3号 令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第3号令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第3号令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結について、提案理由を御説明いたします。

当該工事については、条件付一般競争入札ということで、宮城県内に本社もしくは支店、営業所を有する電気通信事業者で、特定建設業の許可を受けていること及び過去5年以内に今回発注する内容と同種で、5,000万円以上の工事の実績があることを条件とし、1月7日に入札公告をいたしました。1月28日までに2者から参加申込みがあり、2月8日に入札を執行いたしました。

その結果、仙台市青葉区一番町2丁目1番2号扶桑電通株式会社東北支店が、消費税を含めて5,808万円で落札いたしました。それにより、同額で契約をいたすものでございます。なお、予定価格は6,417万4,000円でありましたので、落札率は90.5%となりました。

移動系防災行政無線については、現在使用しているアナログ式の設備が、整備から約30年が経過していることから老朽化が著しく、補修するにも部品の調達が年々困難となってきました。また、国の無線設備規則により、今使っているアナログ式の防災行政無線の使用期限が来年11月30日までとなっておりますことから、今回デジタル式の無線設備に入れ替えるというものでございます。

審議資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

工事内容でございますけれども、①から⑥までとなっております。

2ページお開きいただきたいと思います。

①が基地局無線送受信装置、これ1局でございます。役場の屋上の出口のところにあ

ります物品庫のほうに設置するものでございます。②が遠隔制御装置、これ1局でございますが、総務課のほうに配置する予定としております。③が半固定型移動局送受信装置、これ3局でございますが、産業振興課、建設水道課及び警備員室に配置する予定としております。④が車載型移動局送受信装置、5局でございます。災害対策車、防災活動車、交通指導車、消防ポンプ車、積載車ですね、役場班と宿班の5台に取り付ける予定としております。⑤が次のページ、携帯型移動局送受信装置、40局、40台ということになります。役場の庁舎と各町有施設、それから消防団の各班に配備する予定としております。⑥が非常用発電機ということになります。停電時でも停止しないようにということで、72時間稼働できる発電機を敷地内のほうに設置するというものでございます。

各装置の役割などはここに記載してあるとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

契約の目的が、令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事。契約の方法が条件付一般競争入札。契約金額が5,808万円、契約相手方が宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番2号、扶桑電通株式会社東北支店、執行役員支店長池田昌和様でございます。なお、完成の予定は令和3年12月24日を予定しております。

以上、令和2年度防災行政無線（移動系）デジタル化改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 初めてといたしますか、初めてこういったデジタル化改修工事請負契約が行われるんだなということを理解いたしました。が、何分詳細については皆目見当ができないものですから、質疑の中で理解をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今の説明によりますと、これまでアナログ無線を使っていたと、これが30年前に購入したものということですね。それと、22年11月末までしか、このアナログ無線は使えないんだという説明だったと思います。ことから、ということは、アナログそのものの使用が多分できないような、要するにデジタルに切り替えるための何らかの法律の改正があったんだろうなというふうに理解するんですが、それでよろしいのかどうかということについて1点お願いいたします。

それと、このデジタルの寿命、耐用年数というのが多分あると思うんです。アナログの場合はどのくらいの寿命だったか分かりませんが、30年ぐらい使用されてきたと。そういうことです。そうすると、デジタルのについても耐用年数というのがありますので、あると思うので、あるとすればどのくらいの寿命になっているのかと。



けれども、大体同じぐらいの額を要してきておりました。保守点検、主には保守点検ということになります。

それから、財源はということですが、この辺は予算のときに御説明申し上げておるんですけれども、全て緊急防災減災対策債に頼っています。それが充当率100%ということになります。100%まで可能であるということですが、端数とかその辺は一般財源を充用するという考えでおります。

それと、交付税措置はということなんですが、70%交付税措置されるという事業になっております。平成17年にその無線設備規則、国の無線設備規則が改正されて、令和4年11月30日までしかアナログ使えないよということになった以降、結構国の補助金なんかいろいろありました。その補助金を使いながら、地方債を充てて整備したほうが有利だったのではないかと御意見もあるんだらうと思いますが、当時はデジタル化の方式が1種類しかなくて、その方式でいきますとうちの町の規模ですと、大体1億四、五千万円くらいかかるようなものでございました。それを50%の補助金と75%充当可能な起債と、当時は交付税措置率50%ぐらいしかなかったんですけれども、それをやりますとどう考えても、今の方式で起債100%でやったほうが有利だということになります。平成29年度からもう一つの方式が、4値F S K方式という今回うちのほうで採用する方式なんですけれども、無線の方式ですね、それを採用したことによりまして6,500万円。予定としては6,500万円だったんですけれども、約半分ぐらいの工事費でできるようになったということで、総事業費も抑えられたし、それに併せて100%充当率の起債にも使える、交付税措置も70%になるということで、結果的にはいいタイミングでの切り替えが可能になったんだらうなというところでは、感想としては持っております。

それから4番目がすみません、町民へのという、プロポーザルですね、プロポーザルということでした。これはあくまで移動系でございますので、同報系ではなくスピーカーとかで皆さんにお知らせするデジタルではなくて、あくまで移動系ですので、車につける、我々が持って歩くというときの防災行政無線になります。

ですから、この前のような地震のときに巡回してもらっているときに持って歩くときとか、あるいは行方不明者を捜索なんかしているときに、それぞれ持って歩くということのものになりますので、極端な話しすれば、トランシーバー40個と車につける機械3個と、それから各課に置く機械何台かで6,000万円かと言われると、相当なコストにはなるかと思うんですが、今までのアナログも同じように、今回このアナログと違うところは、発電機を今回は準備するということが違います。今までのアナログは①から⑤まで全てそろっていました。それをデジタルに変えるということですが、プロポーザルということではなくて、普通の実施設計をした上で積算をし、一般競争入札に付したということで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変懇切丁寧な説明でしたので、ようやく全体像が理解できまし

た。要するに、アナログからデジタルへ変えるような法改正があったんだと。そして、これはこの財源というのは100%起債なんだが、後々7割は交付税措置されて戻ってくるといことですね。大変明快な回答をいただきまして、ありがとうございます。

それから、厳密に言うと、耐用年数は10年くらいになっているんですが、ただ、現実問題としてこれは20年、30年くらいは使えるものだろうと。そして年間の維持費が大体30万円くらい。（「300」という声あり）300。維持費が年間300万円。年間300万円。はあ、なるほど。ということね。大変よく分かりました。

それと、このデジタル化になったときに、どうしてもいろいろと見てみますと、やはり例えば耳の聞こえない人には何ていうか、電子、字幕によるやつだとか、それからスピーカーによる緊急告知とか、幸い色麻町には有線放送がありますから、各家庭には緊急のとき届くんですが、家庭にいない人のために、また、町民に限らず、色麻町に訪れている人たちに対する周知をするそういう方法についても、結構取り組んでいるところがあるもんですから、ただ、今回の取りそろえたものは役場庁舎と職員の対応に限られておりましたので、この理由は何だったのかなということだったんです。

そこで、今後例えばスピーカーだとか、場合によっては耳の聞こえない方々のために電気で字が走るような看板だとか、そういったものについても検討していかなければならないことになるのかなという思いはあるんですが、そういったことについての今回対応はなかったんですが、今後方向として今回の予算には載っていませんでしたが、デジタル無線の仕組みを見てみると、そういったことまで結構含まれているものがあるようですので、内部で検討された結果があったのかどうか、その辺だけ確認をさせていただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） いわゆる同報系と言われるデジタル無線のことをおっしゃられているのかと思うんですけれども、スピーカーを適当な間隔で配置して、皆様のお宅にお知らせするというようなやり方になるかと思うんですが、うちの町の場合はW i M A X、うまくいきませんでしたものですから、FM放送なのか、あるいは有線放送を継続するのかということで検討したところ、有線放送ということに決めましたので、このデジタルの同報系というのはそこからもう既に除外されたものと捉えて、今回はあくまで今まで使っていた、先ほど来から申し上げております職員と役場あるいは各消防班との、役場との交信のための移動系のデジタル機器の更新ということにとどめてごさいます。

おっしゃられているように、耳の不自由な方とか、そういう方々のための字幕とか、そういう部分についてはまだ検討はしておりませんが、その需要が相当数ということになってくれば、今後検討していかなくちゃならないというふうには考えておりますが、今のところはまだその辺は考えていないというような状況になっております。

具体的には、有線放送である程度お知らせできるということと、それからJアラートですね、先日も試験をさせていただいたんですけれども、Jアラートについては全て有

線に連動しております。この前の緊急地震速報も有線からきちっと流れたということも確認できております。

というものの、有線まだ100%ということにもなりませんし、民間のアパートなんかについては、その設置という考え方を持っていませんので、そういう方々にはJアラートをメールを使って送れるようなシステムが可能かどうかというところを今確認しております。もし、可能だということになれば、有線のついていない方にはそれらをアナウンスして、ぜひ登録していただければ、いろいろな情報も出せるよというふうなアナウンスができるだろうと。それから、通常の防災関係の登録メールも今でもできますので、議員の皆さんも何名か登録なさっている方いらっしゃるかと思うんですが、随時必要なことに必要な都度、情報を発信するというようなことはやっておりますので、その辺なるだけ希望する方には全員できるような状況で、今後も検討していくということでは考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第4号 加美郡保健医療福祉行政事務組合格約の変更について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第4号加美郡保健医療福祉行政事務組合格約の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第4号加美郡保健医療福祉行政事務組合格約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、色麻町と加美町が構成町となり運営している加美郡保健医療福祉行政事務組合の規約を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項において、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によ

りこれを定めるとされており、法第290条第1項の規定において、第286条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているため、今回御提案いたすものであります。

変更の内容といたしましては、加美郡保健医療福祉行政事務組規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、第5号加美居宅介護支援事業所については、介護保険制度が始まった当時は、郡内に居宅介護支援事業を実施する事業者が少なく、色麻町、加美町の在宅介護支援センターで居宅介護支援事業を行っている状況でありました。こういった状況でもあり、組合として平成16年4月1日に加美居宅介護支援事業所を設立し、運営してまいりました。

加美居宅介護支援事業所の介護支援専門員の減少に伴い、利用者も減少している中で事業の存続について検討してまいりました。居宅介護支援事業の取り巻く状況は、加美居宅介護支援事業所の運営を開始した当時と比べ、現在では社会全体でも民間の事業者が広く事業展開しており、利用する方の意向で事業所を選択している状況であります。また、令和2年4月から町地域包括支援センターでの居宅介護支援事業も介護予防事業に重点を置くことや、町内や近隣市町村の事業所の充実により、既に業務を廃止しております。

本町の11月分の利用実績から見ますと、229名の方が居宅介護支援事業所を利用しております。そのうち、加美居宅介護支援事業所を利用している方は15名で6.5%でございます。それ以外の214名の93.5%の方々は、民間事業所を利用しております。中でも町社会福祉協議会の色麻ケアセンターを利用している方は、161名で70.3%となっている現状でございます。このような状況を踏まえ、両町で協議した結果、居宅介護支援事業は町内及び近隣市町村の居宅介護事業所での対応が可能と判断し、発展的に廃止し、民間事業者の事業拡大と継続を図ることも考慮し、令和3年3月31日をもって加美居宅介護支援事業所を廃止することとするため、規約第3条第5号を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

この件につきましては、先般、全員協議会で執行部、町長以下担当課長よりお示しいただいた案件だと思います。その際に聞いたところ、専門員、ケアマネジャーなる人がいないんだと、だからできなくなってきたというお話をそのときは承った。確かに聞いております。

この事業、平成22年から始まって、失礼、16年から始まって、全盛期よりかなり減ってきていると。先ほどお話があったとおり、15名、6.5%、本町についてはそれだけの

利用者しかいない。ただ、ケアマネジャーなるものは本町に、病院ですね、失礼、病院に今2人、なおかつまた減って1人になるというお話を聞いている中で、広域の病院の中で、隣の老健とも含めるとまず1つ、ケアマネジャーなる人は今何人いるのか、その点を1つお尋ねしたいと。

なおかつ、これを廃止した際、今現時点本町で、病院でかかっている15名の方、この方の受入れ先をしっかりとしているのかどうか、そういった話もまだ聞いておりません。

その2点、まずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

組合のほうでケアマネジャー、介護支援専門員の資格を取得している方は、老健のほうで8名いると伺っております。事業所については2名ということで伺っております。受入れの、今色麻の方で15名受け入れているということですが、この辺につきましては議会の議決をいただければ、その方々に丁寧に御説明をして、次の居宅の事業所から別な事業所のほうへ移行できるように、支障のないように対応したいということで、組合からは伺っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、ただいま課長から老健施設には8名いると。今回、事業所には2人から1人減るのかな。なると。このあたり考えても、今日管理者いませんから、あまり言いたくはないんですけども、人のやりくり等というのはどうなのかなと。人がいないから、人が4人以上いると黒字の事業になるんだという話を聞いております。なおかつ、人がいないから赤字になってきているから、最終的には取捨選択をしたいんだと。ただ、やっぱり町民の生命を守る行政の立場の町長として、この点を管理者はどのようにお伝えしているのかなと、そんなことを感じてはいるんですが、その人のやりくりなんかはできないものなのか、お尋ねをしておきたいと。本人いませんので、町長に聞けばいいのか、担当課長に聞けばいいのか分かりませんが、まずお尋ねしておきたいと思います。

なおかつ、その15人、議決後について懇切丁寧な説明をするというお話なんですけれども、議決して話しして当事者が納得すればいいんですが、やっぱり事業所にかかっている理由というのが、多分その方々にも理由があると思うんです。やっぱりその点をどのように懇切丁寧に説明して御理解をいただくのかなと。その2点、再度またお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、私のほうから説明を申し上げたいと思います。

老健施設8名おりますけれども、全体で今老健関係は介護の8名も含めて介護スタッフが少ないために、1ユニット使えなくているわけですね。ですから、今100床あるんですけれども、86でしたでしょうか、86しか使えない状態です。仮に、今の居宅のほう

に移すということになれば、さらに今の老健のほうでベッド空かさなくちゃならない。そういう関係なんです。ですから、これは移動はできません。

今の状態でも、老健の86床を維持するのが実際は大変なんです。早速、これはずっと募集はしておりますけれども、むしろ皆さんのほうからむしろ紹介してほしいくらいなんです。いないんですね。ですから、今ぎりぎり目いっぱいやってもらって14空かしているんです。86を使っているんですね。あるいは、新しい令和3年度に入りますと、もう1ユニット空かさなくちゃならないかもしれません。そういう状況ですので、居宅のほうに、仮にそっこのほうにと言われれば、こっちが沈むということになりますので、もうさっき冒頭に説明があったように、課長から説明があったように、もう既にこの事業については民間で大分やられているわけですね。いろんな事業関係についても、議員の皆さんからも民活ということをたびたび出されるわけですが、この事業については民間活用ということで十分だという判断をしまして、両町でしまして、そして今回このような状況をお願いしていると、こういうわけです。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今の町長の答弁聞きますと、民間でもうやられているから、町は、事業所ではする必要はなくなっているというお話に聞こえてまいります。この減ってくる人、例えば今の専門員についてなんですけれども、平成27年までは4名いました。その後28年から3人、減ってきて人がいなくなっているという話は見えている話です。要は町として病院です。病院として黒字事業の1か所の居宅介護を今回なくしてしまう、唯一の。私はそんな気が、これをすると感じるんですが、そのあたりから手当てをしていったとは思いますが、民間もこれだけやれると。ただ、行政ではできない、その理由は何なんでしょうか。その点、再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） できる、できないというのは、要するにケアマネの関係なんですけれども、ずっと募集はしておりますけれども、実際にはなかなか応募してもらえないという実態ですね。そして、やはりこれも発足当初は、この事業については民間があまりなかったということで、それで組合のほうでそれを引き受けましょうということで、多分スタートしたわけですね。

今はもう民間で大分ありますから、例えば本町でも社協なんかも十分こなせるわけですし、まだまだ受入れ可能という状況でありますので、社協だけではありませんけれども、そういうふうにして民間で各数か所出ておりますので、この件についてはもう民間のほうに移しても何ら問題はないだろうと、こういうことになります。もちろんそれは赤字よりは黒字のほうがいいんですけれども、別に黒字だけを、黒字だから何とでもこれはやれ、やれというわけでもなくて、何が大事だかという判断の下にやるわけですので、そして、なおその結果が黒字になれば、それはそれなりにこしたことはないというふうになりますが、実際今のような状況の中でありますので、それは民間に移してあげたいと、こういう思いで今回提案しております。

- 議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。
- 8番（工藤昭憲君） 1月21日の全員協議会、そして今課長の説明、町長の答弁聞いているわけですがけれども、やはり今必要としている方が15名だという話ですがけれども、居宅介護支援事業ね。本来であれば、2名でこの事業を回せばもっともっと計画件数が立てられるだろうというふうに思うわけですがけれども、どうもこの説明なり町長の答弁を聞いていますと、ケアマネジャーの減少がこの居宅介護支援事業に支障を来しているというふうに聞こえるわけですがけれども、まずそういう認識でいいのかどうか。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 直接はそのとおりですね。ケアマネがケアプラン、介護プランをつくれますので、ケアマネがいなければ受け入れることだって、ある程度の人数しか受け入れられないということになりますので、あとは利用する方はどこを選ぶかはその人ですから、必ず組合の居宅を選ばなくたっていいわけですし、それは個人の自由ですので、介護プランをつくってもらうのはどこでも、さっき言ったように民間でやっているということですので、その辺は別に問題はないと思うんですがけれども、そういうことで実際はケアマネが応募してもいないということが現実であります。
- 議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。
- 8番（工藤昭憲君） 町長の認識としては、ケアマネジャーがない、確保できないために、今の現状を招いているというふうな認識だという答弁なんですけれども、だったら町長は、この加美郡保健医療福祉行政事務組合の管理者ですよ。色麻町の町長としていろいろなこのトップセールスに当たっているわけですがけれども、加美郡の保健医療福祉行政事務組合のところのトップとして、やはりいろんなことにトップリーダーとしての力を発揮しながら経営が、各事業が健全に回るように努力していかなければならないんだらうというふうに思うんですがけれども、その管理者として職員任せにするだけでなく、ケアマネジャーがこう年々減ってきている、そういう状況が続いた時点で、管理者としてどのような行動、ケアマネジャー確保するためのトップセールスをしてきたのか。やはり、この加美郡保健医療福祉行政事務組合の管理者としての責任は感じてほしいんですよ。当然、その責任はあると思いますので、まず、管理者としてケアマネジャー確保するために。
- 議長（中山 哲君） 工藤議員。工藤議員に申し上げます。
- 今提出されているのは色麻町長として提出しておりますので、管理者という言葉じゃなく町長にお尋ねをお願いします。
- 8番（工藤昭憲君） はい、分かりました。
- 色麻の町長として、ケアマネジャー確保するためにどのように職員なり、また、自ら行動してきたのか。まず、そのことをお伺いしたいと思います。
- それから、この全員協議会での資料を見る限り、平成19年より28年までの10年間でいうのは、繰入れをしないで事業が順調に展開したわけですがけれども、ケアマネジャーがいなくなったからと言われればそれまでなんですけれども、この平成元年あたりから計

画件数が急激に落ちているわけですね。やはり、それもこの原因もやはりケアマネジャーにあると思っっているんですか。それとも、それを管理する立場の町長としての責任というのはなかったんでしょうか。その辺2点お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町長としての責任というのはこれは別だと思っんですけれども、（「実質、管理者なんだ」の声あり）ケアマネ確保のための努力というのは、常に公募をしてきたということで、私がそちこち走って回って誰かいないかって探して歩ったわけではないわけですし、あくまでも公募をして人材を求めてきたけれども、なかなか応募をしてもらえなかったということですね。

そして、何よりも確かにそれは現状としてはそのとおりに思っんですけれども、さっき相原議員にも回答したように、もう既に民間でも大分立ち上がっっておりますので、介護プランをお願いするのは、その人が選ぶわけですよ。誰を、誰につくっってもらうかは。ですから、社協に行っをお願いしてもいいし、民間でほかの人やってくれている人に介護プランをお願いしてもいいわけですので、そういうことも含めますと、もう組合としての居宅介護事業についての役割は終えたという判断をさせていただいたのでした。これは両町と相談して思っんですけれどもね。私単独じゃなくて、加美町の猪股町長と相談をして、組合としての居宅事業については任務を終えただろうというふうに判断をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 3回目だな。

議長のほうから管理者では駄目だという言い方な思っんですけれども、でも管理者な思っんですよね、実際は。確かに色麻の町長として色麻町議会にこの議案を提出して思っんですけれども、でも、実際管理者としての動きの中で職員はやっぱり動くわけですから、これ以上管理者という言葉は使わないように思っんですけれども、そういう中で公募をしたと、公募をしたけれども、来ないんだというだけでは何か既成事実をつくっただけで、何の努力もしないで、公募はしたけれども来なかったんだ、集まらなかったんだという言い訳にしか聞こえないような、責任者としての誠意というのが感じられない思っんですけれどもね。

そういう中で、今この2人体制でも39件が可能だということでありま思っんですので、それが12か月掛ける2人で最大936件の計画は取れるわけですね。それが、この平成30年度以降、急激に減っっているわけですね。幾らケアマネジャーが1人減ったという理由であらうとも。だから、これを見ますと、何かこの計画を、この事業を廃止を前提に縮小しているようにしか感じられない思っんですよね。もっともっとやはり人件費も発生しているだろうし、当然赤字にならないように努力をするべきのはずであって、それが実際447件しか取れていないわけな思っんですよね、半分以下な思っんですよ。そういうことを考えると、何か廃止ありきというように感じにしか受け取れない思っんですけれども、この詳しいこと分かりませんけれども、数字的な部分でね。ただ、2人体制でこの39件掛ける12

か月掛ける2人で、最大936件の計画がつかれるわけですけれども、この2人であっても、この事業は継続できないんでしょうか。できるものなのかどうかね。ちょっとその辺の判断が分からないので、最大件数確保できたとして、この事業が継続できるのか、できないのかお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町長としてということにもなるんでしょうけれども、結局この時期から、やっぱり民間が大分頑張ってきたというふうにも捉えられるわけですよ。さっき言ったように、必ずしも組合の居宅にお願いしなくちゃならないわけではないわけですので、その人がどこを選ぶかですので、組合のほうで努力が足りなかったんでないかと言われれば、あるいはそれもそうだったかもしれませんが、いずれにしましても現実として、こういう状況の中で組合としての任務、役割というものは、冒頭の課長の説明があったように、最初はこういう事業をやっているところがなかったということで、組合としてこの事業をやったということであったんですが、今は民間でもどんどんどんどん立ち上がって、その人たちが受入れ可能だということになっていますので、もう繰り返しますけれども、組合としての役割というものは終えたという判断でもいいだろうというふうに両町長で話をして、今回、居宅事業については廃止をしようと結論づけた次第です。御了解を賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかに。（「何か忘れた」の声あり）ほかに質疑ありませんか。  
6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今回、提出された議案は、第3条の5号を削るということですが、部分的には、これは加美郡保健医療福祉行政事務組合そのものの中の事業、現在5つあるうち、かなり全体的に厳しい状況下の中で、種々検討した結果、部門別な事務項目において今回この支援事業の関係が、時代の趨勢とともに鋭意努力してきたが、役目は終わったのではないかという形で削除し、さらには現在利用している方に対するフォローも民間等でやっているのでも十分対応できる、そのような結論の下で集中と選択、よってこの組合全体の幾らかでも経常収支のバランス、財政の改善を目指すために提案したということで理解してよろしいのか、説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりでございます。さっきも話ししましたけれども、本体である老健のほうがかつて危ういといいますが、あの事業の中の老健の中の一部が居宅ですけれども、老健のほうがかつてならないというふうに、今危機感を覚えておりますので、これを何とかやらなくちゃならないという思いのほうがかつて強く、全体的に言えば、今言われたとおりの内容で、そういうふうにして判断をさせていただいております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） これから質問しますが、町長として把握しているところを回答していただきたいと思いますが、ケアマネジャーが減ったために計画件数が減ったのか、または、計画件数が減ったため、要するに民間のほうに行ったためにケアマネジャーが

減ったのか。要するに、鶏が先か、卵が先かの話なんですけど、これはどちらと把握しているか伺います。

そして、居宅介護支援事業所の15人の方が、今介護プランを作成されているということの中で、ほかは民間に行っていると。民間の数も社協では161名の方、ほかの民間にも行っていると思うんですが、その社会福祉協議会に165人行っていて、その人数はどこまで受け入れられるのか、社協としてですね、その辺の判断もどうしているものなのか伺いたいと思います。

また、ケアマネジャーの資格取得は大変だということも、前々から、大変重要な仕事ですから大変だということをおっしゃっていますが、先ほどの老健の中のスタッフでケアマネさんがいる。そちらの仕事も大変だということなんですけど、しからばケアマネジャーの資格を持っていない方を新たに募集した中で、ケアマネの方を居宅介護のほうのケアマネジャーとしての人事異動的なものとはしたかどうか、町長として把握している分をお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 減った理由というのはケアマネが少なく、いなくなったから減ったということもあるだろうし、それからさっき何回も言いましたけれども、利用する方が選ぶわけですので、その関係で選ばれる立場から言うと、努力が足りなかったかもしれないけれども、そういうことで減った可能性もございます。それは一つ一つ分析したわけではございませんが、いずれも多分合っているんだろうなというふうには思っております。

それから社協で、これからも現在さらにどれくらい受入れ可能かということについては、課長から回答させたいと思います。あれ、もう一つあったっけ。以上でいいかな。

（「人事異動」の声あり）

人事関係については、そういう方法もあるんですけども、とにかく介護に携わる人たちが今いないんですよ。ですから、介護の、これをずっと募集しているんですけども、なかなかこの人たちもいないんです。例えば、愛宕山の芍薬の里なんかではもういなくて、外国のほうから何人か今入れて、さらに増やすという、そういうことですよ。ですけども、それぐらい介護に当たる人たちが少ないということは事実なんです。ですので、そちらのほうでも今募集していますけれども、いずれにしましても今の体制であって、老健施設も100%稼働できない。さらに今のままでいくと、さらにもう1ユニット遊ばせなくちゃならないことが出る可能性があるという状況であります、現実には。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

社協さんの受入れ状況ということですが、現在社協さんのほうでケアマネ6名おまして、受入れのほうについては可能ということでは伺っている状況でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 社会福祉協議会で6名ということになりますと、少なく見積もつ

て35名でも280名、違う、違う、350名ほどのそういう居宅介護プランといますか、そういうのが作成できるということなるんでしょうけれども、ただ、現在第8期の介護保険事業計画を策定中の中で、ちょっとその資料などを委員会調査の中で見させていただいた中で、なかなか整合性が取れていないという思いがあるんですよ。ですから、今回計画を立てる中でのこの規約の削除というのが、逆行しているというような思いがあります。そういうふうに感じております。

また、先ほども質問にありましたが、加美郡の保健医療福祉行政事務組合が行う中で、ケアマネジャーさんをしっかり配置していれば、黒字になる唯一の事業ではないのかと思います。その辺町長はどういうふうに理解しているものなのかお聞きしたいと思います。

あとまた、人口問題、先ほど言いましたけれども、令和7年75歳以上になると介護保険事業計画の中で対応しなくちゃいけない部分が出てきますので、先ほどの参考資料見ますと、減るわけではないし、増えています。ですから、この組合としてこれを削除すること自体が何ていいますか、世の中の趨勢に合っているものなのかどうか疑問でありますし、先ほど言いましたが削除すれば後戻りはできません。ですから、この辺を、その辺きちんと本当に検討したものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 参考資料、皆さんの手元にあると思いますけれども、この参考資料を見てもらいますと、要支援・要介護認定者数というのは平成30年度から令和22年度は相当大きい、先の話なんですけれども、そこまで書いてありますよね。要支援・要介護認定者数というのがありますので、それでいきますとそうは増えないんです。ほとんど横ばいなんですよ、要支援・要介護認定者数というのは。

ですから、そういう中で民間の事業者のほうも立ち上がっているということで、組合のいわゆる役割、任務というものはさっき言ったとおり、終えたという判断でいいだろうということです。決して整合性取れないわけでも何でもなくて、見通しから言って現況の、例えば社協だってまだまだ受け入れる状況にありますので、民間のほうでも頑張ってもらわなくちゃならないところもありますので、ですから組合としての役割を、この辺でこの事業については終了しても、何ら問題がないという判断をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 町長の考えとしては、何ら問題ないということなんでしょうけれども、要支援の人口推移ですか、これらについては増えもしないし、減りもしないということで現時的維持だということで、民間でも対応できるということなんでしょうけれども、そういうものを公共の事業として、そういうことだから民間がいるからということで、簡単にやめていいものなのかどうか。受け皿として常にとっておかなくちゃいけない状況ではないのかと。そういうものがまちづくりになるんじゃないのかという思いはあります。

要するに、利用者をやはり町が切っては駄目だと思います。では、先ほど介護職員募集してもいないということなんですが、民間と組合との待遇差等々がある中での、そういう募集にしても来ないというのがあるのではないのでしょうか。その辺は検討したものなのか。最後ですからお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 公務員ですので、一般の公務員の募集要項と同じなんですけれども、この件については特別介護職員として、今までの採用の条件と違った条件での採用ということで、公募したわけではなかったはずです。ただ、これからそれでいいかと言われれば、ちょっとそれは考える必要があるかもしれませんので、そのことについては課題として考えておかなきゃならないなと思っております。

そして、さっき言ったように、とにかく老健の施設ですね、これを十分稼働できる体制をまずつくることが大事なんだなと今思っていますので、加美町長とも話をしながら、組合ですので、この点については同じ考えで進むつもりですので、まず老健を何とか立ち直らせなくちゃならないという思いですし、この居宅介護については、この事業についてはさっき言ったとおり、民間で十分受け皿ありますから、仮に組合でこれを廃止しても戸惑うということはありませんので、もう民活ということでこれはいいだろうという判断をしております。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。2番佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 1月21日の全員協議会でいただいた経営状況資料の中身なんですけれども、そのときちょっと気づかなかったんですけれども、単年度、繰越金を入れない単年度で歳入と歳出をちょっと比較した場合、平成19年度から200万前後の黒字になっているんですね。19年、20年、21年、22年まで黒字になっております。ケアマネジャーが1名増えて5名になった平成23年に46万9,000円ぐらいの赤字になっております。利用件数とか利用人数を見ると、さほど大差がないので、多分この1名分の人件費でそのぐらいに減ったのかなと思われまます。

ただ、平成24年ケアマネジャーを4名にした時点で、また198万という黒字になっております。あと、赤字が出てきたのは平成26年からなんです。このときもケアマネジャー4名います。その次にも、平成27年度にも300万ぐらいのマイナスになっていますが、このときもケアマネジャーは4名です。そして、あと次28年から3名、3名となっていて、だんだんどんどんマイナスが増えていった状況なんですけれども、これをちょっと見ると、ケアマネジャーが必ずしも減ったからと理由だけで、どんどん赤字が膨らんで運営していけないという理由は、ちょっとなじめないかなと。ほかにも何かこの資料だけでは見えない理由があるのかなと思います。その辺一つお聞きしたいなと。

あと、もう一つは、ケアマネジャーがどんどん辞めていくと。募集しても来ないと。その部分に人間関係なり、それから職場の問題などのコンプライアンス的な問題は、果たしてなかったのかというのをお聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ケアマネの方はいろいろ辞めるのの理由があるわけですが、独立をしている方がたしか2人ぐらいいたんじゃなかったかと思うんですよ。結局、ケアマネが独立しますと、自分の持ったケアプランの人たちも大体は移動しちゃうんですね。そんなこともあって、確かにケアマネが減る、その結果お願いされている人たちも減るという相関関係にはなります。

それから、ほとんどが人件費ですけども、要するに人件費なんです。そして、人件費ですから、仮に同じ人でも担当する数が増えなければ、人件費上がっていきまからマイナスにやっばりなっていくわけですよ。計算すればね。ですから、それとともにこっちも上がっていくとなれば、差引きのことを言えばですよ、まあ釣り合い取れていくんでしょうけれども、なかなかそういう状況にもなかつたし、辞められる人について人間関係とかそういうことについては、私はないんじゃないかなと思ってはいますが、遠くからしか、それは聞く範囲しか分かりませんので、ないんじゃないかなと思ってるんですけども、いずれにしても現実としてこういう状況ですので、繰り返して言うとしつこくなりますので、私としてはもう組合としての役割は、この件についてはこの辺まででいいだろうというふうに判断をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。まだあと2問ありますよ。いいですか。佐藤忍議員。

○2番（佐藤 忍君） ケアマネジャーの質問については答弁いただきましたので、ありがとうございます。ただ、ケアマネジャーが減っただけの原因ではないんじゃないかという収支の件のほうの答弁いただいてないかと思うんですけども、お願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その辺の分析については、ただ言えることはさっきもお話ししましたけれども、ケアマネを選ぶのは利用者が選ぶわけですよ。ケアプランをつくってもらいますから、何も必ずしも組合のケアマネにつくってもらわなくたって、さっき言ったような民間のほうにお願いする人もあるだろうし、そういうことで努力が足りなかったんじゃないかと言われると、その辺については何とも言いかねるんですけども、数的にそういうことも踏まえて、含めて減ってきたというふうに捉えております。人間関係についてはなかったものというふうに私は思っております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） せっかく答弁いただいたんですけども、平成26年と27年を比べると、平成27年はマイナスの69万円ぐらいなんですけれども、27年は300万超えているわけですよ。その間のサービス件数と人数というのは、人数は同じ、サービス件数は若干35名、合計のほうで減っているんですけども、そのくらいの差なんです。ですから、こここのところに見えない、ケアマネジャーだけでは説明できないことがあったんじゃないでしょうかという私の質問なんですけれども、ちょっと正確に答えが返ってきてないような気がしますので、再度お聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 町長としてはこの程度しか回答できませんね。
- 議長（中山 哲君） ほかにございませんか。12番福田 弘議員。
- 12番（福田 弘君） 何名かの議員がいろいろケアマネジャーの数等々について質問されたんで、その辺については省きたいと思えますけれども、これまで議論聞いている中で、選ぶ、選ばれるという文言が何度か出てまいりました。そうした中で、管理者である町長のほうから、選ばれないつつうんであれば、それはそれでしゃあないべなというような答弁があったわけですが、やはり選ばれないというのは人間関係、信頼関係がないからこのようになるというふうに考えます。そうした場合、福祉に関わる分野あるいは病院もですけれども、やはり利用者との信頼関係が一番大事だと考えます。そうした中で、管理者である町長のほうから、選ばれねんだければ、ほんでしゃねんだべなというような考えであっては、居宅介護支援事業のみならず、加美郡保健医療福祉行政事務組合、病院、老人保健施設、そのほかにも事業あると思えますけれども、それらの事業についても影響が及ぼすものというふうに考えますけれども、利用者とサービスを提供する側の信頼関係というものをどのように考えて、信頼を受けられるような事業者を持っていく、構成町の町長としてどのように考えているかお伺いをしておきたいと思えます。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） これは、選ばれねえからしょうがねえって、簡単に言われると困るんですけども、選ばれるように努力はしているわけですよ。しかし、それでもどこでも努力はしているんですけども、それでもどこかしか選ばれないということに、結局はなるわけですね。それは仕方ねえべと言っているわけではないんですけども、そういうことも一理あるんでしょうということであって、組合を形成しております色麻町としても、そのスタッフの皆さん、組合のスタッフの皆さんには、病院なんかは特にですけれども、信頼を得られるような努力はしてもらおうべく、話は何回となくしております。そういう努力はしているものと思えます。それぞれの常日頃の行動でしているものというふうに私は信じております。
- 議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。
- 12番（福田 弘君） そのように、努力を今後ともお願いをしておきたいと思えます。
- あともう1点ですけれども、今回一部事業の廃止ということで、今回の2月末の議会のほうに提案されました。ただ、その提案する時期なんですけれども、果たしてこの時期でいいのかなというふうに思います。
- といいますのは、構成町である色麻、加美、両町ですけれども、当然当初予算の編成も、もう終盤といいますか、ほぼ終わっていると思えます。加美郡保健医療福祉行政事務組合についても、2月中に定例会議が開かれますので、当然当初予算などについては編成が終わって、もう提案するだけというような時期に差しかかっていると思えます。こういう大事な議案を、当初予算の間近に賛否を問うという、時期的に、時期については当然ちょっと、もっとこう考えるべきじゃなかったのかなと。廃止条例を提案するん

であれば、昨年の6月なり9月に提案して、移行期間というのを十分に取って、そして新年度の当初予算の編成には支障のないように配慮するのが、本来の筋ではないのかなというふうに考えます。

今回、この案件が否決されるかどうか分かりませんが、否決されれば当然町の当初予算、加美郡保健医療福祉行政事務組合の当初予算、全て編成し直しというふうになるかと思えますけれども、その辺まで考えて今回提案されたものかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これも、これまで話ししたとおりですけれども、公募をして状況を確認に見てきたわけですね。そして、時期がこのようになってしまったんですけれども、これはどうしても難しいというふうになりました。予算関係についてはまだこの件についてはどちらとも皆さんの判断を仰いでということでもありますので、まだこのところについては空白でございます。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） いろいろ検討して状況を見てという答弁のようですけれども、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会のほうには、この議会から4名が参画させていただいております。昨年2月の定例会議で、保健医療福祉行政事務組合の定例会議で、この居宅介護支援事業所の在り方について、今後いろいろ検討していきたいという管理者の施政方針の説明がありました。その後、一向にその検討結果等々について組合議会のほうで報告されることもなく、年が明けて1月になってから廃止するんだ、したいんだというような一組のほうの議会での報告がなされました。

そういう状況下であって、当然構成町の議会の議員各位については、そういう状況にあるということすらですね、知らない中での今回の提案になったのかなというふうに考えます。そういう状況で、やはりこういう大事な条例ですので、これらについては提案する時期というのは、十二分に配慮して提案するべきだというふうに私は考えます。

法改正で一部字句の変更あるいは給与改定等々であれば、それはその時期でいいんでしょうけれども、やはりこう大きい事業の廃止議案でございますので、それらについての提案時期、それに対する、今後まだいろんな場面でそういう条例、規約改正出てくる可能性もありますので、その考え方について再度、最後ですので、その辺についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ指摘されることもそのとおりかと思えますので、よく検討して判断をこれからさせていただきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、この件について質問させていただきます。過般、全員協議会の中でも御説明をいただきました。大変ありがとうございます。できるだけ、この提案者の理由を理解するように努めてきたつもりでございますので、さらにお伺いを

させていただきたいと思います。

実は、なかなかこの廃止するということの本質的な理由が分からなくて、先般、医療事務組合のほうに行かせていただいて、いろいろレクチャーをいただけてきました。きましたが、やはり曖昧模糊として分からない部分があるんです、実は。

そこで、今12番議員から、ケアマネさんが集まらないからしょうがないんだというような説明をいただいたことについてのお話もありました。それをそのまま引用していくと、ケアマネさんがいなくなっちゃったんだから、仕事は継続できないから廃止という、これは理屈は通っています。それから、以前この議場の中でおっしゃられたことは、そのときも全員協議会をこの議場でやったんだったのかな、たしかな。そのときね、なぜ赤字なのかということなんです、それ、お客さんが来てくれないからなんだと、お客さんが来ないから赤字だと。言われてみればそれは理屈は通っています。お客さんが来てくれない、ケアマネさんは来てくれない。ケアマネさんはもちろん職場を選べます。それから患者さんも病院を選べます。

そこで、私が分からなくて加美郡の俗に言う病院さんのほうに行き、職員の方から話せないことは実際話さないんですが、通常ですよ、通常そこでお辞めになられた方の理由というのは、一身上の都合なんです。自分自身の都合。これで辞めるんです。あいつが悪いとかこいつが悪いとかって、こんなの絶対言わないんだね。そういう理由で辞めていくんです。

そこで、普通辞めた方が自分の後輩たちにあの職場に行っていたらいいなというのであれば、推薦するんですよ。あそこの病院いいよと、自分辞めて今こういう仕事やっているけれども、あそこ絶対いいからね、就職するんだったらあそこに行かんとやるんだが、私ね、この問題の本質というのは、その。

○議長（中山 哲君） 天野議員、簡潔明瞭をお願いします。

○10番（天野秀実君） すみません、今議長ね、今日もそうだけれども、何か注意しようと思って待ってる節あるもんだから、簡潔明瞭に聞いている方に分かりやすく、私やりますが、要するに、経営というのは実際その職場が成立するように職場環境を整えると。整えるから職員が安心してそこにいると。職員が安心して働けると患者さんも安心して来られるという、そういう努力をするのが、私は経営者だと思います。

そこでね、これ、この資料を見ると、資料を見るとですよ、平成16年から令和元年度までは書類上、15年間書類上黒字です、黒字。ここで体制を整えて黒字を経営として出していこうという選択肢が本当は正解ではないのかと我々は思うんですが、これを辞めて、辞めたことによって、我が町の一般会計が楽になるというのはちょっとね、なかなか理解し難いんですね。この表を見ても。適切にやっていたら一般会計から負担をすることはないように見えます。これが15年も続いています、黒字が。

この辺について、もう決めたんでしょうから、だから提案しているんだと思いますが、ただね、分からないのは何で職員が集まらないのかという本当のところを解決しないと、私はまずいと思う。老健も大変だと。これがなくなっても老健、多分よくなる。根

本的なところを解決しないと。という覚悟は、覚悟はというか、町長が向こうの事務組合に行って今度は管理者になるわけですから、町長として、また、管理者として、経営していくときの覚悟を私は示す必要があると思うんです。その覚悟を聞きたい。どうですか。本質は私はそこにあると思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今指摘されていることについての本質ということについては、これはもっと調べてみないと分かりません。単にうわさだけでどうのこうのという判断はできませんので、その点については深く調べてみないと分かりません。

現実として、まずケアマネがないという現実。これによって、この居宅事業をどうかという点が1点ですけれども、それから何回も言っているとおり、最初はこの組合でこの事業始まるときには、民間になかったということですね。それで、どうしても組合でこの事業をやらざるを得ないということでスタートしているわけですね。

ですから、最初は多分そういう意味で、相当の利用された方もあったと思いますし、当然黒字的に状況は動いていったと思います。現在はもう社協をはじめとしてですね、民間でこの事業を着手しているところがたくさんあるわけですよ。ですので、これも繰り返しですけれども、私は組合としてのこの居宅事業は任務は、役割は終えたものと判断をしました。これ私だけじゃなくて、加美町長と両方でそういうふうに判断をしました。

それから、確かにただ人が集まらないって言ったって、それは駄目だと言われればそのとおりなんですけれども、実際に今社会の中で介護部門、看護部門、それから保育部門、この職種関係はやっぱり少ないようですね。現実として少ないようです。その中でもどっかいるんでないのかと言われますでしょうけれども、その辺のところもよく検討しながら、この組合が両町にとってこれ以上負担というわけにいかない状況まで来ますので、いろいろ検討しながら、そういう覚悟を持って取り組みたいと、町長として取り組みたいと思います。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員にお諮りいたします。ただいま質疑続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、質疑をさせていただきます。

私たち町民はやはりこの施設全体が、やはり健全な経営で順調な経営に保っていただきたいなと節に願っているものであります。そしてまた、関係者の皆様はその努力をされていると感謝を申し上げます。

そこで、やはり老健のほうの経営が苦しいから、この施設を閉鎖しなければならないというのは、これはちょっと議論が飛び過ぎていますので、分からなくなる部分なんですよ。こっちの経営が苦しいのであれば、その経営をちゃんと健全にしてください。それを希望します。

それと、多分そっちの経営が苦しくても、この介護支援事業を健全にやっていれば、ここで黒字が発生する、何か私は唯一のところのような気がするんです、これね。ここを切り捨ててとなると、これから行われることが何か見えてしまうような気がするんですけれども、老健のほうは黒字だと、多分ここも廃止されるという計画に当然なってまいりますよね。それから、病院経営はずっと黒字ですよ、黒字でない、赤字。これも恐らく、両町長は民間もそうやっているし、これなくたって、なかったとしても別にやれますよね。これ、なかったとしてもだよ。そうすると、一般会計の負担をなくすために、廃止をしようという、こういう結論になってしまうんだらうと私は端的にそう思うんですよ。そんなことはしないと思いますけれどもね。

そこで、経営者なわけですから、これは廃止云々という前に、これは健全に黒字が出るような経営にするためには、例えば職員のコンプライアンスを高めて職場環境を改善していこうとか、そういう根本的なところからどうもそのやらないと、何か閉鎖的な感じが私しているんです。これをこのままにしておくと、ほかの部門は全てあれですよ、赤字が出てしまいますよ、これ。

というのを心配するもんですから、決めたと言うんですから、これは決めて提案されるわけですから、これはしょうがないんですけれども、あとはそれぞれの議員の判断になるとと思いますが、私はこの黒字にできる唯一の部門をやはり職場環境を整えて頑張るといのが、経営者のやり方なのかなあという思いはしております。その点について、早坂町長の考えを最後にお伺いしておきたいのは、これを廃止して一般会計からの持ち出しが減って、経営が上向くのかどうか。この辺だけはお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 老健関係のことを言ったのは、これは老健のケアマネをさっきの質問の中にですよ、天野議員の質問じゃなくて、前の質問の方の中で、老健にいるケアマネを居宅のほうに移したらどうかという質問があったから、老健のほうに触れたんですよ。別に私老健に触れるつもりで言ったわけじゃなくて。そういう質問が来たからということで、老健に触れざるを得なかったんですけれども、この事業はそれぞれ担当している職員は一生懸命やっているわけですよ。手抜きしたからこうなったわけじゃないんです。ただ、結果としてケアマネを必要とするんですけれども、実際にケアマネを募集をしても、やっぱり応募してもらえないということがどうにもなんないわけですよ、こ

れは。体質がどうだとか、待遇が悪いからでねえかというようなこともあるいは言われるかもしれませんがけれども、決してそういうわけではないと思っていますんですよ。ですけども、結果としてこういう状況だと。

ここを仮に廃止したからってね、一般会計、楽になるわけではないんですよ。どの部門も全部赤字ですから。老健も、それから病院も全部赤字ですから。そして今御案内のとおりだと思いますけれども、本町からは交付金でもらってそのままやっている以外に、今年はまだ2億5,000万ぐらい出していますよ、本町からですよ。2億5,000万ぐらい出しているんですよ。できれば、自分としてはですけども、1億5,000万ぐらいで止まれないかなあという思いはあるんです。やっぱり、今はもうこれ以上は出せないと思っていますんですよ。加美町もやっぱりそういう話ししていました。今負担している以上は出せません。

けども、この組合そのものを何としても運営するというのであれば、やっぱり経営そのものを考えなくちゃなりませんので、これは経営的にもマイナス、全部マイナスだから、んでマイナス皆やめろというわけにはいきませんが、何回もこれは質問にあって答えたように、居宅で受け持っている介護プランをつくっているケアマネは、もう民間でいるわけですよ。ここでやんなければ困るってということないわけですよ。ですから、これこそ民活だということを私は申し上げているのであって、もし今組合のほうで請けとっておる、本町では色麻町の方は十四、五人ですか、加美町が二十何、30人ぐらいおりましたでしょうか。そういう人たちがこの組合で居宅事業やめたことによって、この人たちが行くところ、介護プランをつくってもらえないというのであれば、これは皆さんに指摘受けているとおりで。しかし、受け皿あるわけですよ。さっき言ったように、例えば社協でも、もっともっと本当は欲しいわけですよ。その社協としての経営のためにも、もっと欲しいわけですよ。ですから、そういうところをお願いすれば、お互いにいいわけですよ、これは。組合だけがいいっちゃうんでねえんですよ。お互いにいいと思うんですよ。

そういうことも含めて今回は、何回もこれも繰り返になりますけれども、加美町長と相談をして、この事業についてはもう組合としての役割はもう終えたという判断でいいでしょうねということになりました。そういうことで皆さんに提案を申し上げ、お願いをしております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

最初に、原案に反対の発言を許します。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ちょっと暑いので、上着を脱いだまま討論をさせていただきます。議案第4号加美郡保健医療福祉行政事務組合の規約の変更について討論を行います。

そもそも、この加美郡保健医療福祉行政事務組合、色麻町としては平成9年12月18日の議会において提案、可決されております。平成14年7月開業以来、業務を行ってきました。さらに、平成16年3月10日、日程第11号、議案第11号として加美郡保健医療福祉行政事務組合の共同処理に関する事務の変更及びそれに伴う規約の変更についてが提案をされております。その提案内容は、加美郡保健医療福祉行政事務組合が管理、運営する病院及び老人保健施設につきまして、平成14年7月の開業以来、高齢化の進展並びに介護保険制度の普及に相まって、利用者も徐々に増加傾向にあります。しかしながら、治療やリハビリテーションが済んだ後の在宅ケアに通じる支援サービスが未整備であり、利用者に対して少なからず不便を来してまいりました。この間、組合及び構成町と協議を重ねてまいりました結果、公立加美病院及び老人保健福祉施設の利用者が退院、退所後における日常生活を営むために必要とする保健、医療、福祉サービスの適切な利用を調整、計画するための居宅介護支援事業を組合の事業として実施してまいりたく、地方自治法第286条第1項の規定により、組合同規約第3条第1項に5号として介護保険法に基づく加美居宅介護支援事業所の設置、管理及び運営に関することを加える変更をするものでありますとの提案理由が説明され、原案どおり可決されました。

その後、多くの利用者があり、居宅介護支援事業は順調に推移をしてきました。しかし、近年4人体制で行ってきた事業も、ケアマネジャーの退職等で1,800を超えた計画件数も現在4分の1以下に落ち込み、4年ほど赤字が続いております。事務組合全体として、これ以上の赤字が増えれば負担し切れないとの理由と、役割は終わったとの判断により、両町長において廃止の方向で意見の一致により決定したようです。

しかし、果たしてそうなのでしょうか。ケアマネジャーの件も両町長、言い換えれば管理者、副管理者になるわけですがけれども、共にケアマネジャーの確保にどれだけの責任と経営に対しての危機感を持って奔走されたのか。全員協議会での説明、また先ほど来の質疑、答弁においても、誠意を感じることはできませんでした。令和元年度は年度途中で3人から2人になったそうですが、令和2年も含め廃止ありきで居宅介護サービス計画の業務を減らしたのではないかとの疑念さえ抱いてしまうような、そんな感じがします。

今後、団塊の世代が75歳以上になる来年以降、介護事業関係のニーズが高まる可能性もある中、平成16年3月10日に提案可決された内容に逆行することなく、利用者の選択肢を減らさず、公益性の高い事業を努力すれば、まだまだ継続できる事業だと思います。責任ある者として努力もしないで、赤字だけを理由に廃止することには、到底賛成いたしかねます。今後、さらなる努力を重ね、経過を見ながら検討することとし、廃止は時期尚早と思われれます。よって、反対の討論といたします。議員諸侯の賛同をお願いして終わります。

- 議長（中山 哲君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番山田康雄議員。
- 11番（山田康雄君） 11番山田康雄でございます。私は原案に賛成する意見を述べさせていただきます。

先ほど来、るる質問される中で、執行部においてはやはり民間活用という、今私から申し上げるまでもなく、今民間事業を国ではいろんな形で取り入れて事業を進めようとしております。そういった中で、平成16年からのデータを見させていただきますと、確かに居宅介護支援事業、当初からこのケアマネジャーのスタッフ、これらの数字見ますと、平成28年度までですか、その居宅介護支援事業の実績が述べられております。そういった中で、最終的には令和2年度の資料なんですけど、512万6,647円の欠損だという資料を見させていただきました。そういった中で当初平成16年度には、社会福祉協議会での居宅介護支援事業が完全に整備されていた時期とは違った形であったのかなというふうに私は理解しております。

今現在では、社会福祉協議会、要するに民間事業、それ以外の加美郡内には、民間のそういう居宅介護を受ける民間の設備ができているというふうなことでございますので、さらには執行部の答弁の中には、むしろ民間の方々をそれを受け入れようとしているという姿であるならば、ましてや町の財政を幾ばくかでも財政負担を少なくする意味でも、原案の出されました加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の一部変更については、原案のとおり賛成したいと思います。議員諸君の皆さんの賛同をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（中山 哲君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。討論がありましたので、本案の採決は起立によって行います。この際申し上げますが、起立しない者は反対とみなします。

それでは、採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中山 哲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第5号 令和2年度色麻町一般会計補正予算（第12号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第5号令和2年度色麻町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第5号令和2年度色麻町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、予算総額の増減はなく、債務負担行為の追加のみの補正となります。

議案書4ページ、第1表債務負担行為補正を御覧ください。

今回の農業災害対策資金利子補給については、昨年12月16日以降の大雪による被害が県の指定災害とされ、農業災害対策資金の利子補給事業の対象になったことによるものでございます。

これによりまして、令和2年度において被災した農業者に、当該資金の貸付けを行った農協あるいは銀行等の金融機関に対しまして、年利1.25%の範囲内で利子補給を行うために、令和2年度から令和9年度の期間で債務負担行為を設定するものであります。よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。議案書4ページ、第1表債務負担行為補正、質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。

今回の提案の中で、農業災害対策資金利子補給なんですけど、昨年12月14日以来の大雪で、本町では相当の被害を受けたという想定の上にこの予算を組んだものと思いますが、現在ハウスが何棟で、それが農業資材だと思いますが、何棟ぐらいの被害の届出があるのか、もし分かっていたら詳細にお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答えを申し上げます。

現時点で町として把握しておる分でございますが、主にパイプハウスでございますが、それ以外も多少はございますが、全部で59棟の被災を確認しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） このパイプハウスが59か所だということなんですけど、私によく電話あったんですけど、堆肥舎とかそういう農業に値する堆肥舎とか、そういうものも把握しているのか。そしてまた、中には共済に加入していない方が多々あったように見受けられるんですけど、そういった中での今度の年利1.25%の範囲内で利子補給をするということなんですけど、その辺の内訳などもし考えておりましたら、御答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

先ほど59棟とお答え申し上げました。そのうち、これは全てを含んででございますが、そのうち、ただ一口にパイプハウスといいますが、それ以外に、それから野菜を栽培しているハウス、中には農機の格納庫代わりに使っているなど、用途はいろいろでございますが、パイプハウスとしましては56棟で、堆肥舎としては3棟ということで、ですから、合わせて59棟ということで把握をしてございます。

それから、農業災害対策資金でございますが、1.25%の範囲内で町が利子補給をする

ということでございます。この資金、基準金利としては1.50%となつてございまして、町が1.25%利子補給をすると。その場合に、県がそのうちの1%を補助金という形で補助をしていただけると。残りの0.25%につきましては、JAグループのほうでその分の利子補給をする予定となっております、ですから、農協から借り入れた場合は、実質無利子になるという想定でございます。

○議長（中山 哲君） 11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） そういった場合、今回この提案で可決されれば、いつまで申込みというんですか、その被害を受けた方々に対しての周知徹底をどのように進めていくのか。また、今年は雪が多いものですから、春先、種まきまでに雪解けるのかなと私自身かなり心配しているんですが、そういった場合資材も、パイプハウスも色麻町だけではなくて、加美町も相当被害を受けたということですから、資材の供給不足、それからパイプハウスを立てる職人というんですか、技術者というんですか、そういったようなことで大変我々稲作農家、野菜農家にとっては大変頭の痛いところなものですから、これはやっぱり早急に早くその手当てをしていかなければならないんじゃないかなというふうなことでございますので、その辺担当課長としてどのように進めていくのかなということをお聞きして終わりにします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浦山真治君） お答え申し上げます。

今回の大雪の被害に対しまして、今回は町として農業災害対策資金の利子補給という形で今回御提案申し上げましたが、農林水産省のほうでも支援策を講じるべく、既に公表されてございます。補助事業ということで、それを受けまして町としましてもJAさんといろいろ調整をいたしまして、3月1日にその補助事業に関する説明会を開催する予定としてございます。そして、その際にそれぞれ個人の農家の方々、被災の状況それぞれ違いますし、それから共済金に入っている、入っていないのも当然でございます。そういうところで、そこで説明会をして、個別にいろいろ状況を把握した上で、今回農水で提示しました補助事業、大きくは2つに分かれてございまして、そちらのどちらで対応可能なのか。そして、その補助では対応できない場合は、当然融資という形になるかと思っておりますが、そういうところで相談に乗って支援をしていきたいという予定でいるところでございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議発第1号 色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正  
について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議発第1号色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から趣旨説明を求めます。8番工藤昭憲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） 議発第1号色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について。

色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年2月19日提出。

提出者、色麻町議会議員工藤昭憲。

賛成者、色麻町議会議員相原和洋。

賛成者、色麻町議会議員白井幸吉。

賛成者、色麻町議会議員佐藤 忍。

色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。

色麻町議会の議決すべき事件に関する条例（平成18年色麻町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1）総合計画の基本構想及び基本計画の策定変更または廃止。

附則。この条例は公布の日から施行する。

提案理由。

朗読をもって説明といたします。なお、会議事件の審議資料を参考にしてください。

色麻町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号において、地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画の策定計画及び変更を規定していたが、平成23年地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。しかし、色麻町の未来の構想を描く総合計画は重要な計画と捉え、引き続き議会としても審議することを提案し、色麻町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正の提案を行うものであります。

以上、終わります。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、趣旨の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和3年色麻町議会定例会2月第2回会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日2月20日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日2月20日から次の会議までを休会とすることに決しました。本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時50分 散会

---